

熊谷スマートシティ伴走支援業務委託

仕様書

1 業務委託名称

熊谷スマートシティ伴走支援業務委託

2 本業務の目的

熊谷スマートシティの令和7年度までの業務進捗を踏まえ、熊谷スマートシティ全体のプロジェクト進行管理を始め、「気象データ活用の推進支援、暑さ対策等に寄与する気候テック企業の市内における実証支援、ロボット・ドローン産業誘致、気象データ活用先導的農業支援」といった新時代産業創出の支援に加え、まちづくりの未来を担う若者を始めとした人材の育成の支援を行うことを目的とする。

さらに、特定非営利法人熊谷クールシティラボとの連携を補佐し、新たに立ち上がったアーバンデザインセンター熊谷（UDC熊谷）が掲げる関係団体間の水平的ネットワークの維持・促進に寄与することも目的とする。

3 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 熊谷スマートシティが推進する各プロジェクトの伴走

●スマートシティ全体プロジェクトマネジメント

各スマートシティ関連プロジェクト（気象データの活用と実証支援、ロボット・ドローン産業誘致、先導的農業支援、若い世代の人材育成支援等）の進行管理及び調整並びにプロジェクト間の連携強化策の検討すること。

●WEB上で関係者が共有可能なガントチャートアプリを活用し、複数のプロジェクトの進捗管理を効果的に行うための具其他的な支援方法を提案すること。

●熊谷スマートシティに寄与する活動を展開する特定非営利活動法人熊谷クール

シティラボとの効果的な連携策を講ずること。また、熊谷市と連携する取組に関する当該法人のホームページの更新について側面支援を行うこと。

- 市が委嘱するアーキテクトの全体会議の日程調整（2か月先の予定を管理）、市と連携しながら各会議のアジェンダの設定、議事録の作成を行うこと。
- 令和8年度シーンスケッチコンテストの運営サポートを行うこと（報告書の作成、賞状の作成、作品紹介動画の作成等）
- 令和8年の10月頃に、主に高校生や一般を対象として開催を予定している、「(仮) 市民ロボットセミナー」の企画・運営に係る支援を行うこと。

【具体的な業務内容】

- ・打合せ会議やオンラインミーティングの開催支援
- ・包括連携先等の企業や高校等に展示していただくロボットの調整
- ・参加者向け記念品（ノベルティ）の作成
- ・ポスター、チラシの作成
- ・アーカイブ動画の作成（終了後は市公式YouTubeチャンネルに残す想定）

(2) 気象データを活用した暑さ対策施策の検討及び実証計画の設計、気候テック企業の実証支援

熊谷市の特色である暑さ対策について、気象データ活用の側面から暑さ対策施策を検討し、地元大学と連携した企画立ち上げを推進する。

また、暑さ対策や地球温暖化防止に貢献する技術やサービスを持つ「気候テック企業」と連携し、将来の産業創出につながる実証等を実施する。

- 立正大学が行う、市民等の熱中症リスク低減のための実効的対策検討に関する研究と連携し、気象データ活用による、熊谷市の厳しい気象条件に適応した熱中症対策ガイドラインの作成に関する支援を行うこと。

加えて、本ガイドラインの内容を踏まえ、熊谷市民等の熱中症予防に寄与するデジタルサービスの導入を提案すること。

【主な業務内容】

- ・複数年（令和8年度～令和10年度）にわたるロードマップの作成

- ・会議の設定・運営支援
 - ・大学や市の指示による気象計や消耗品等の購入
 - ・データ活用・デジタル要素の追加検討及び関係ベンダーの発掘 等
- 業務開始後に市が募集を開始する予定の、スマートクールシティ「産業創出企業の募集」に関し、新たな応募が発生した際の、提案書の受付及び内容確認、市が行う選定会議に向けた概要資料作成等を行う。また、実証実施に向かう場合のロードマップの作成、企画案の詳細化、関係会議の運営等に関する支援を行う。
 - 令和7年度から実施している、衣類スマート回収「するふ」に係る実証に関し、サービス実証の運用を支援するとともに、関係するシステム事業者、衣類回収事業者、商業施設、スポーツチームと連携し、実証終了後の事業化の可能性について検討し、報告書としてまとめること。また、各関係者との打ち合わせの設定や会議開催支援を行うこと。

(3) ロボット・ドローン産業誘致

まちなかでサービスロボットやドローンが活用される未来の熊谷を目指し、その実装に向けた機運を高めるため、主に中央公園をフィールドとしたロボット稼働実証実験や、取組の展開を想定するか。

- 熊谷スマートシティに参画するロボット及び空間データアセットの関係者と連携し、中央公園内において、配送ロボット等のサービスロボットが安定して稼働するデモを実施すること。また、将来のユースケース創出の基礎資料とするため、技術的な概要を報告書としてまとめること。また、関係者が集まる会議に関する運営支援を行うこと。
- 市の別業務で作成される、「中央公園及び市役所本庁舎外観等の3D空間アセット」（令和8年10月頃完成予定）を活用し、令和9年度にリアル空間と3D空間が連動した形でのロボット実証を行うための準備として、複数ロボットの協働を見据えた連携の仕組みを検討することに対する支援を行うこと。
- 令和7年度のシーンスケッチコンテストで最優秀賞を獲得したアイデアについて、数年以内の熊谷市内での実装を目指すため、実現までのロードマップの作成、

実現化に向けた具体的なサービス案や仕様案等の資料作成、関係ベンダーと市のマッチング支援等を行い、令和9年度の関係予算要求につなげること。

- ロボットの実証フィールドや企画会議の場所等に活用できる、ロボくまラウンジ（市立商工会館1階）及びロボくまロフト（滞在交流拠点I TO MA（イトマ）上階）の活用促進策を講じ、必要となる費用を負担すること。

（参考）市では、令和7年度に実施した大学生による政策提言ワークショップにて提案された、「ドローンサッカーによる多世代健康交流プロジェクト」を受け、ドローンサッカーの試験的な導入方法を検討しており、上記スペース（特にロボくまロフト）の振興策と併せて検討したいと考えている。

(4) 気象データ活用先導的農業支援

市ではスマート農業を市内に浸透させ、生産性の高い農業を推進したいと考えており、気象データを活用しながら農家の収益増につながる野菜の導入・流通リレーの構築を目指し、令和7年度から農業者と農業系スタートアップ企業が連携した実証をスタートした。

- 農業者と農業系スタートアップ企業が行っている「スモール栽培検証（仮モデルの構築）」について、令和8年度中の「試験栽培・試験販売」を実施できるよう、受託者はスタートアップ企業と連携しながら支援を行い、令和9年度以降の座組の設定や支援スキーム案を作成する。

(5) 未来のまちづくりを担う人材育成支援

若者の定住に大きな影響を与えると見込まれる社会課題解決に向けて、若者が自ら取り組む仕組みを構築すると同時に活動を支援する。

- 「第2回 熊谷未来デジタルワークショップ」（1回目は令和7年度に開催）の開催に向けた企画及び開催運営支援を行うこと。

【予定】参加者募集（8月～）、ワークショップ2回（10月・12月）、政策発表会（3月）

・上記イベントの企画及び運営には、学生自らが参画できる仕組みを講じること。

- ・開催方法については、令和7年度の実施内容を参考にすること。
- ・各回の実施会場の手配は市が行う。

●上記イベント以外に関する提案のほかに、熊谷スマートシティ推進のために学生が集えるコミュニティの形成や、政策立案能力の高い学生人材の育成に関して具体的な策を提案すること（リアル、WEB上等の方式は問わない）。

5 成果品及び納期

本業務において納品する書類については次のとおりとする。

- (1) 会議報告書：A4判・ファイル綴じ・1部（本業務で作成したすべての資料を整理してとりまとめたもの）
- (2) 上記成果物の電子データ（ファイル共有サービス等で納品すること）

※電子データは全て、直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても納品すること。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word, MS-Excel, MS-PowerPoint等）で原稿及びその添付図（グラフ・図形・写真等）、根拠資料等一式とすること。

6 その他

(1) 準拠する計画等

本業務を実施する際に準拠する関係法令、関連計画等は以下のとおりとする。

- ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- イ 熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ウ 第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画（令和5年3月）
- エ 熊谷スマートシティ実行計画
- オ 熊谷市まちなか産業共創ビジョン
- カ 熊谷市まちなかウェルカム交通ビジョン
- キ 熊谷市コミュニティラボ運営方針
- ク 熊谷スマートシティトータルブランディング方針
- ケ 熊谷市公民連携まちづくり実践方針

コ 熊谷市デジタル人材育成・確保に関する基本方針

サ その他の関係法令及び諸法規、市が策定する諸計画等

(2) 契約に係る要件

ア 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合は、その都度協議し実施していくこととする。

イ 本業務にあたっては、十分な知識及び経験を有する者を配置すること。

(3) 成果品の利用及び著作権

① 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、正当な手続により使用又は借用した第三者のものを除き市に帰属し、無償で市に譲渡するものとする。

② 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を受託者が負うものとする。

(4) 部分払い

業務委託の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは委託業務の当該完了部分に相応する委託代金相当額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、業務期間中1回を超えることができない。

(5) その他

本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。